

長野県 最終評価結果書

※黄色のセルに入力してください(該当しないものは空欄で可)。

都道府県名	長野県	都道府県コード	20
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成25年度末時点)

(1) 交付市町村数	72	【うち集落協定	9,533	個別協定	374
(2) 協定数	1,160	【対象農用地面積	12,434 ha	交付面積率	79.7 %
(3) 交付面積	9,907 ha	【協定締結面積	9,907 ha	協定締結面積率	79.7 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 9,098 ha	畑 :	388 ha
			草地 : 1 ha	採草放牧地 :	420 ha
(4) 交付金額	1,698,072 千円	【うち共同取組活動分 :	974,735 千円	個人配分 :	723,337 千円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等								
(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>中間年評価時の要指導・助言協定数は、55協定(全協定の4.7%)であった。今回調査を行った結果、県内全ての協定において、平成26年度までに目標達成が見込まれる。これは、中間年評価時、各市町村で課題を持つ協定集落を洗い出し、当該集落に対する指導・助言を集中的に行う等、市町村による指導・助言、またそれを受け協定集落が改善に努めた結果である。</p> <p>具体的な活動としては、上田市では担い手への農地集積が停滞している協定集落に対し、農協との連携を強化し、指導・助言を行う等により改善に努めた。また富士見町では、中間年評価を受け、各集落の役員と面談を行い、問題点についての説明と今後の対策について協議し改善に努める等、各市町村での創意・工夫が見られる。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>0</td> </tr> </table>	① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	55	② 上記のうち		・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	55	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0
① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	55								
② 上記のうち									
・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	55								
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0								

3 交付金交付の効果等

項目	効果等															
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>本県においては、1,144協定全てにおいて取組が実施された。</p> <p>集落の実情を踏まえ、目指すべき将来像とそれを実現するための活動方策を協定に位置付ける集落マスタープランは、集落における現状・課題・解決方策を洗い出す機会となった。このことは、集落の抱える課題や今後の方向性について、協定参加者の中で共通認識を持つとともに、耕作放棄を防止する(自分たちの集落は自分たちで守る)という意識の向上が図られたことは、耕作放棄の発生防止に一定の効果があったものとする。</p> <p>また、当該プランの作成は、集落の将来像を具体的に想像し、協定参加者の話し合いに基づき、後継者の育成や新規就農者の確保などの諸課題を捉えるものであり、まずは何から始めなければならないのか等を整理する良い機会ともなった。</p>															
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>本県においては、1,144協定全てにおいて取組が実施された。</p> <p>上記のうち、約4割以上の協定においては、耕作放棄されそうな農用地への賃借権の設定・農作業の委託が協定に基づき実施された。また、その他にも農地法面の管理、既耕作放棄地の管理、鳥獣害防止策の設置等、様々な取り組みが実施された。</p> <p>また協定締結を契機とし、耕作放棄の防止に対する農業者の意識の向上や新たに地域住民も含め共同での防護柵設置等の取組を始めた集落もあり、耕作放棄の防止に一定の効果も上げたものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交付面積</td> <td>9,533 ha</td> <td>374 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>26 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td>2 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 交付面積	9,533 ha	374 ha	② 農振農用地区域への編入面積	26 ha	0 ha	③ 既耕作放棄地の復旧面積	2 ha	0 ha			
		集落協定	個別協定													
① 交付面積	9,533 ha	374 ha														
② 農振農用地区域への編入面積	26 ha	0 ha														
③ 既耕作放棄地の復旧面積	2 ha	0 ha														
	<p>本県においては、1,144協定全てにおいて取組が実施された。</p> <p>集落内の話し合いに基づき5年間の協定を締結することにより、県内約2,190kmの水路、1,790kmの農道において維持管理活動が着実に実施された。</p> <p>また一部の集落においては、協定締結を契機とし、共同活動の回数増加等も見受けられ、水路・農道の維持管理に効果を上げたものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>2,190,488 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>1,790,244 m</td> <td>973 m</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	2,190,488 m	0 m	② 管理する農道の延長	1,790,244 m	973 m						
	集落協定	個別協定														
① 管理する水路の延長	2,190,488 m	0 m														
② 管理する農道の延長	1,790,244 m	973 m														
	<p>本県においては、1,144協定全てにおいて取組が実施された。</p> <p>協定に基づき、県内約118haに及ぶ周辺林地の下草刈り、また650以上の集落における景観作物の植栽活動、その他近隣学校との農業体験交流等、各集落においてその実情を踏まえ、多様な取り組みが展開されたことは、集落をより住みよいものにするともに、美しい農村景観の保全、土砂災害の抑制等、多面的機能の維持・増進に着実に効果を上げたものとする。</p> <p>また上記のような共同活動をきっかけとし、住民相互のふれあいや集落内での話し合い回数の増加等も見られた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td>118 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>4 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>3 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿の施設数</td> <td>82</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	118 ha	0 ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	4 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	3 ha	0 ha	④ 体験民宿の施設数	82	0
	集落協定	個別協定														
① 周辺林地の下草刈の面積	118 ha	0 ha														
② 棚田オーナー制度の対象面積	4 ha	0 ha														
③ 市民農園等の面積	3 ha	0 ha														
④ 体験民宿の施設数	82	0														

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・農用地等保全マップ	本県では体制整備活動を選択している560協定において取組が実施された。 そのうち、農地法面、水路・農道等補修改良に関する活動に当該マップを活用している協定が、約8割を超えている。当該マップは、保全を要する農用地の場所及び実施時期を計画的に管理していく上で活用されており、農用地の保全に一定の効果を上げたものとする。																														
	・A要件	<p>本県では148協定においてA要件の取組が実施された。</p> <p>取り組み状況を見ると、A要件に取り組む全ての集落において平成26年度までの目標達成が見込まれている。主な内容としては、協定農用地の拡大、新規就農者等の確保、機械・農作業の共同化、地場産農産物等の加工・販売等の多様な取り組みが行われており、集落において今後も見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。</p> <p>具体的には、信濃町では、協定農用地の拡大及び認定農業者の育成を目標とし、当初目標を大きく上回る実績が見込まれるなど、今後の農業生産活動の体制整備が図られた。また長和町においては、高齢化により農業者が減少する中、地場産農産物等の加工・販売等に取り組むことで、ダッタンそばの6次産業化に向けたきっかけの一つとなった。</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)</td><td>1,134</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 機械・農作業の共同化への取組面積</td><td>90</td><td>ha</td></tr> <tr><td>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積</td><td>55</td><td>ha</td></tr> <tr><td>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数</td><td>6</td><td>件</td></tr> <tr><td>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積</td><td>12</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑥ 新規就農者の確保人数</td><td>30</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑦ 認定農業者の育成人数</td><td>130</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積</td><td>13</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑨ 担い手への農地集積への取組面積</td><td>16</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積</td><td>84</td><td>ha</td></tr> </table>	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	1,134	ha	② 機械・農作業の共同化への取組面積	90	ha	③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	55	ha	④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	6	件	⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	12	ha	⑥ 新規就農者の確保人数	30	人	⑦ 認定農業者の育成人数	130	人	⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	13	ha	⑨ 担い手への農地集積への取組面積	16	ha	⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	84	ha
	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	1,134	ha																													
	② 機械・農作業の共同化への取組面積	90	ha																													
③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	55	ha																														
④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	6	件																														
⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	12	ha																														
⑥ 新規就農者の確保人数	30	人																														
⑦ 認定農業者の育成人数	130	人																														
⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	13	ha																														
⑨ 担い手への農地集積への取組面積	16	ha																														
⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	84	ha																														
・B要件	<p>本県では4協定においてB要件の取組が実施された。</p> <p>取り組み状況を見ると、B要件に取り組む全ての集落において平成26年度までの目標達成が見込まれている。具体的には、営農組織の育成や担い手への農作業の委託等の集積化に取り組みが行われ、協定集落において今後も見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。</p> <p>具体的には、安曇野市では、集落営農組織を立ち上げ、機械・農作業の共同化を図るとともに、当該組織が農地を一元管理することで、持続的な農業生産活動の確保につなげている。</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積</td><td>14</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 担い手集積化への取組面積</td><td>10</td><td>ha</td></tr> </table>	① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積	14	ha	② 担い手集積化への取組面積	10	ha																									
① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積	14	ha																														
② 担い手集積化への取組面積	10	ha																														
・C要件 【第3期対策新規措置】	<p>本県では487協定においてC要件の取組が実施された。</p> <p>C要件は、耕作放棄のおそれが生じた場合の事前の体制整備が図るものである。取り組み状況を見ると、選択した全ての協定において体制整備が図られた。またその内、約半数の協定においては、実際に農業の継続が困難な農用地が発生し、上記体制に基づく支援活動が実施された。このことから「誰が支援するのか」を事前に明確化したことは、耕作放棄の発生を未然に防止に一定の効果があったものとする。</p> <p>また、サポート体制を見ると、協定参加者の共同や集落営農組織等が担うこととしている協定が約9割を超えており、条件不利から引き受け手の見つかりにくい中山間地域においては、集落内部での支え合い活動が極めて重要であると、改めて認識されるものであった。</p> <p>※②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数</td><td>487</td></tr> <tr><td>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数</td><td>225</td></tr> </table>	① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	487	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	225																											
① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	487																															
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	225																															
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	<p>本県では17協定(規模拡大加算16、土地利用調整加算1)で取組が実施された。</p> <p>県内で取組を実施した加算は、認定農業者や新規就農者等の地域の担い手への農地集積を進めるものである。当該加算への取組を契機とし、約13haの協定農用地において地域の核となる者に農用地の集積が図られたことは、農業生産活動の継続に一定の効果があったものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 規模拡大加算の実施面積</td> <td>8 ha</td> <td>( — ha )</td> </tr> <tr> <td>② 土地利用調整加算の実施面積</td> <td>5 ha</td> <td>( — ha )</td> </tr> <tr> <td>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積</td> <td>— ha</td> <td>( — ha )</td> </tr> <tr> <td>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数</td> <td>— 法人</td> <td>( — 法人 )</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数</td> <td>— 法人</td> <td>( — 法人 )</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)</td> <td>— ha</td> <td>( — ha )</td> </tr> <tr> <td>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数</td> <td>— 人</td> <td>( — 人 )</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 規模拡大加算の実施面積	8 ha	( — ha )	② 土地利用調整加算の実施面積	5 ha	( — ha )	③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	— ha	( — ha )	④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	— 法人	( — 法人 )	⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	— 法人	( — 法人 )	⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	— ha	( — ha )	当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	— 人	( — 人 )						
		集落協定	個別協定																													
	① 規模拡大加算の実施面積	8 ha	( — ha )																													
	② 土地利用調整加算の実施面積	5 ha	( — ha )																													
	③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	— ha	( — ha )																													
④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	— 法人	( — 法人 )																														
⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	— 法人	( — 法人 )																														
⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	— ha	( — ha )																														
当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	— 人	( — 人 )																														
・地域・集落の活性化	<p>協定締結を契機とし、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発化している。この話し合いをきっかけとして、新規就農者の確保、近隣学校の農業体験交流、6次産業化などの新たな取り組みも始まっていることから、本事業の取組が幅広い分野に波及することで、地域・集落の活性化に一定の効果を上げているものと考えられる。</p> <p>また、上記共同活動を通じ、協定参加者のみならず、近隣住民や関係組織・団体との繋がりが深まった事例も見受けられた。</p>																															
・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	<p>第3期対策から導入された団地要件の緩和は、本県においても100以上の飛び地、そして60haの協定農用地において活用された。</p> <p>具体的には、第2期対策で協定締結を断念した農用地や新規協定の締結など、今までに協定参加が困難であった農用地の加入や協定参加を契機とし新たな活動が生まれる等、協定農用地の拡大及び集落の活性化に大きな効果を上げたものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数</td><td>104</td></tr> <tr><td>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積</td><td>60</td><td>ha</td></tr> </table>	① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	104	② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	60	ha																										
① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	104																															
② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	60	ha																														
・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	<p>—</p> <table border="1"> <tr><td>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数</td><td>—</td></tr> <tr><td>② 上記により増加した交付面積</td><td>—</td><td>ha</td></tr> </table>	① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	—	② 上記により増加した交付面積	—	ha																										
① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	—																															
② 上記により増加した交付面積	—	ha																														
その他	<p>本制度は、多面的機能の維持・増進を図るため、農業生産活動の継続に資する活動を行うものであるが、交付金の使途は、集落の話し合いに基づき、様々な活動に活用することが可能である。このことは、今後集落を守るためにどうしていくべきかを集落内で自主性を持ち考えていく一助になったものとする。</p> <p>このことは、営農の継続はもとより、住民相互の連携強化にも一助を果たしていることから、地域の活性化にも資するものである。また協定締結を契機とし話し合いの増加する等、協定参加者の意識の変化という点においても一定の効果があったものとする。</p>																															

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<p>本制度の基本的枠組みは、高齢化を踏まえた内容へと変更が必要である。 このことは、市町村最終評価書においても多数の市町村より高齢化に対する対応として意見が寄せられたところである。</p> <p>また、先の中間年評価でも、協定参加者のうち61歳以上の者は、7割を占め、役員の平均年齢についても61歳以上の割合が7割以上を占める結果であった。このことから協定参加者がより取り組みやすい制度となるよう制度の枠組みを変更していくことは、潔緊の課題と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆遊及返還要件のうち、農業後継者住宅に供するなど、やむをえない事情によるものは、農用地の維持が困難となった年度までは、適正に農用地の維持が図られてきたことを考慮し、当該農用地分に係る交付金を交付しないこととするなど緩和すること</li> <li>◆新たに多面的機能支払制度が創設されたが、両制度内容で相違する点や重複する場合の考え方については、市町村や集落事務が煩雑となること懸念されるため、両制度の整理・整合を図ること</li> <li>◆交付金交付の評価については、定量的な要素も加えるものとし、本事業による効果が客観的に分かるものとする。例えば、対策期間当初に目標値を設定し、最終年度に達成状況を比較するなど、具体的な効果が数値等で見える内容とすること</li> <li>◆制度の見直し内容は、協定集落及び今後、協定締結に至る可能性がある近隣集落に対し、綿密かつ詳細な情報提供を行う必要があるため、十分な準備期間を持ち対応ができるようにすること</li> </ul> <p>などを提案する。</p> <p>その他にも、市町村最終評価書では、5年間の協定期間の緩和や畑の単価増、集落の事務負担の軽減等の意見が寄せられている。</p>
(2) 交付金交付の効果等	<p>中間年評価では、県内の9割近くの市町村・協定集落から耕作放棄の発生防止、地域・集落の活性化、多面的機能の維持の観点において一定の効果があげているとの結果であった。</p> <p>具体的には、協定締結を契機とし、農業者の意識の向上、住民の相互連携、話し合いをきっかけとした新規就農者の確保、近隣学校との農業体験交流、6次産業化、祭りの復活などの取組が始まり、このことが集落の活性化、耕作放棄の防止、多面的機能の確保に資するものとして評価できる。また次期対策については、県内約9割近くの市町村・協定集落から継続要望が寄せられていることも考慮すると、本県の中山間地対策を推進する上で本制度が重要な役割を果たしているものと考えられる。</p> <p>一方、前述(1)のとおり、高齢化に対する対応として、取組内容についても所用の改善措置を講じていく必要があるものと考えられる。先の中間年評価では、約7割の集落において、「外部人材受け入れのための取組をしている、していないが必要があると考えている」との回答寄せられていることから、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆体制整備要件・加算要件は、高齢化した集落の実情を踏まえ、外部人材の受入支援に係る項目を入れるなど整理するとともに、協定書の記載項目についても極力簡素化を図ること</li> </ul> <p>などを提案する。</p>

5 事項毎の評価結果

※ 上記3の「交付金交付の効果等」とは異なり、記載した効果等や上記4の課題を踏まえ、各事項を評価してください。

※ 例えば「☆☆☆により○○○という効果があり、それは、集落における△△△に有効だった。」というような書きぶりで記入し、それに関連した課題等がある場合は、併せて記入してください。

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>集落マスタープランの作成は、集落が抱える諸課題を明らかにするとともに、それによる取組の方向性を明確化し、年次的に活動を管理していく点において効果的である。このことは、計画的な取組の推進及び協定参加者相互の目標の共有化による活動意欲の向上という点において有効性があつたものと考えられる。</p> <p>ただし、一部の協定では参加者全員にプラン内容が浸透していないとの声も聞かれたところであり、協定締結当初に策定した目標を、いかに協定参加者同士で共有し継続した活動を行っていくかという点は、今後の課題であると考えられる。</p>
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>【耕作放棄を防止する活動】 農地法面の保護、鳥獣害防護柵の設置や耕作放棄が生じるおそれのある農地の賃借権の設定等の活動は、対策期間中、毎年度、着実に実施された。また、集落から本制度に取り組みたいとの意向を受け、農振農用地区域への編入手続きを行った市町村も一部では見受けられたところである。これらを踏まえ、当該事項は、耕作放棄の発生防止に大きな効果があつたものと考えられる。</p> <p>また交付金に取り組むことで自身の農用地のみならず、他の農用地についても保全意識が高まったとの声も聞かれ、協定参加者の「耕作放棄を発生させない」という意識向上にも、当該事項がその一助となつたものと考えられる。</p> <p>【水路・農道等の管理活動】 地域資源である水路・農道等の草刈りや泥上げ等の管理活動等は、県内約2,190kmの水路、1,790kmの農道で実施され、また協定締結を契機とし実施回数が増えるなど一定の効果が認められる。水路・農道は、農業生産活動を維持していく上で必要不可欠な基礎資源であり、当該事項は、その維持に有効性があつたものと考えられる。</p> <p>【多面的機能を増進する活動】 周辺林地の管理や景観作物の栽培、近隣学校との農業体験交流等の取組は、集落内のみならず、集落外部のものに対しても農業農村が有する多様な機能を再認識する機会となるとともに、集落を舞台とし地域住民や都市住民との交流の場を生むなどの効果が認められる。</p> <p>このことから当該事項は、自然生態系や保健休養などの農業農村が有する多様な機能の維持・増進はもちろんのこと、地域の活性化にも有効性があつたものと考えられる。</p> <p>また、景観作物の作付については、取り組みやすい内容として、世帯間交流や女性農業者が参加する一助となっている。</p> <p>【課題】 協定参加者の高齢化から、上記のような農地を守る基礎的な活動が継続困難となりつつあり、中長期的な視点で集落の取組を支援していく制度内容へと改善が必要である。</p>

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		<p>【農用地等保全マップ】 農用地保全マップの作成は、水路・農道等の修繕必要箇所を明確化し、これを基に計画的な保全活動が取り組まれる等、農用地の保全に一定の効果を上げたものとする。また図面に具体化することで集落内での問題意識の共有効果もあり、農地保全に係る住民相互の意識向上にも有効性があつたものとする。</p> <p>【A、B、C要件】 体制整備に取り組む協定集落は、各集落の実情を踏まえ、農業機械の共同化や担い手の育成、地場農産物等の加工販売等の多様な取り組みが地域で展開されたことにより、個々の作業負担の軽減や加工品の開発・販売、都市住民、地域住民との交流の場が設けられる等の効果があつた。このことは、集落が各々の実情に応じ、各要件に取り組んだ結果であり、農業生産活動の継続や集落の活性化等に対し有効性があつたものとする。一部の集落においては、新規就農者の確保を目標とすることで、協定参加者の情報共有がなされ、改めて後継者の不在農家や集落内の担い手候補者の不在等について認識する等、目標に取り組むことで具体的な課題が浮き彫りとなるケースも見受けられた。 また、本対策から導入されたC要件については、事前に支援体制を協定に位置付けることで、集落内での役割分担の明確化や高齢で後継者のいない農業者の協定参加が促される等の効果があり、農業生産活動の体制整備に有効性があつたものとする。</p> <p>【課題】 農用地等保全マップについては、一部の集落において、制度上必要なため作成する等の声も聞かれたところであり、形骸化しているケースも見られた。 また本県では、以前として基礎的な活動のみに取り組む集落が、582協定(約50%)ある。また市町村からは、制度内容が複雑との声も寄せられているところであり、協定参加者の高齢化も踏まえた、制度内容としていくことが必要である。</p>
(4) その他協定締結による活動	<p>・加算措置</p>	<p>【規模拡大加算、土地利用調整加算】 規模拡大加算及び土地利用調整加算は、地域で核となる担い手への農地集積を行うことで、協定集落内の耕作放棄の防止に一定の効果があり、将来を見据えた農業生産活動の展開を図る上で有効性があつたものとする。</p> <p>【課題】 本県における加算活用は、1,160協定中、17集落のみであり、集落の高齢化を踏まえ、より集落にとって取り組みやすい内容へと検討が必要である。</p>
	<p>・地域・集落の活性化</p>	<p>協定締結を機に新規就農者の確保、近隣学校との農業体験交流、祭りの復活などの新たな取り組みも始まることと、集落内での意見交換や集落営農組織の方向性等についての話し合いや世代間交流が増えるなどの効果が見られ、集落の活性化に一定の有効性があつたものとする。 また中間年評価のアンケートによると、交付金を活用した共同機械や資材の購入は、協定集落の所在市町村内でされており、地域経済の活性化の一助になったものとする。</p>
	<p>・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】</p>	<p>団地要件の緩和は、第2期対策で協定締結を断念した農用地や新規協定の締結など、今までに協定参加が困難であった農用地の参加の契機となるなど、協定農用地の拡大に大きな効果を上げたものとする。また、当該緩和を契機とし、集落内での新たなつながりが生まれたことや集落の選択肢の拡大につながったことは、今後の農業生産活動の継続に有効性があつたものとする。</p>
	<p>・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】</p>	<p>—</p>
	<p>・その他</p>	<p>共同活動は、協定農用地の保全のみならず、集落内の話し合い増加や、協定参加者のみならず、住民相互の連帯感が高まる等の相乗効果も見られた。 このことは、農業を起点とし、地域の活性化にまで効果が波及したものであり、本制度の効果として大いに評価できるものとする。</p>

<p>【評価】本制度は、下記の点において効果があつたものと評価できる。</p> <p>①耕作放棄の発生防止 法面の管理や水路・農道の管理といった農業生産活動を継続していく上で必要不可欠な基礎資源の管理活動が、集落の話し合いに基づき毎年度着実に実施されたことは、相当程度の耕作放棄の防止効果があつたものとする。</p> <p>②地域の活性化 協定集落を舞台とし、景観作物の植栽や防護柵の設置、農業体験交流等の様々な共同活動が行われたことは、農業生産活動による直接的な効果のみならず、住民相互の繋がりや意識向上等、様々な分野に間接的に波及効果を及ぼしている。また集落の話し合いにより交付金の使途を決めるという他の交付金等に例を見ない手法が、上記効果を生じさせたものと思料される。</p> <p>③集落の体制整備 耕作放棄されそうな農用地への対応や第3期対策から新たに導入されたC要件による集落ぐるみでのサポート体制の構築等、集落内部で「耕作放棄を発生させない」という体制構築並びに協定参加者の意識醸成が図られたことは、本制度の大きな成果である。</p> <p>【課題】 協定参加者の高齢化から、農地を守る基礎的な活動が継続困難となりつつある中、次期対策においては、集落の実情を踏まえ制度のアクセシビリティという観点も含めた中長期的な視点で仕組みを検討することが必要である。 また、農業地域類型により、中山間地を定義すると、本制度による本県のカバー率は、中山間地域全体の約20%にも満たないことを踏まえると、自然的・経済的・社会的に不利な地域である中山間地域の条件の不利補正という目的の達成は、本制度のみでは困難であり、関係施策も含め集落の取組を包括的に支援していくことが引き続き必要なものとする。</p> <p>【今後】 本制度は、農業者及び市町村からの継続の声も多数寄せられている。県としても「第2期長野県食と農業農村振興計画」の展開施策として本制度を位置付けたところであり、中山間地域が抱える諸課題の解決に当たり、本制度の果たす役割は、非常に大きなものであると認識している。よって、今後も引き続き、本制度の継続を要望するものである。</p>	<h1>B</h1>
--	------------

<p>(備考)</p> <p>【提案・要望事項】 ◆体制整備要件・加算要件は、高齢化した集落の実情を踏まえ、外部人材の受入支援に係る項目を入れるなど整理するとともに、協定書の記載項目についても極力簡素化を図ること ◆遡及返還要件のうち、農業後継者住宅に供するなど、やむをえない事情によるものは、農用地の維持が困難となった年度までは、適正に農用地の維持が図られてきたことを考慮し、当該農用地分に係る交付金を交付しないこととするなど緩和すること ◆新たに多面的機能支払制度が創設されたが、両制度内容で相違する点や重複する場合の考え方については、市町村や集落事務が煩雑となることが懸念されるため、両制度の整理・整合を図ること ◆交付金交付の評価については、定量的な要素も加えるものとし、本事業による効果が客観的に分かるものとする。例えば、対策期間当初に目標値を設定し、最終年度に達成状況を比較するなど、具体的な効果が数値等で見える内容とする ◆制度の見直し内容は、協定集落及び今後、協定締結に至る可能性がある近隣集落に対し、綿密かつ詳細な情報提供を行う必要があるため、十分な準備期間を持ち対応ができるようにすること</p>
--

7 その他(第3期対策における特徴的な取組事例) ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

(事例1)

市町村・協定名	高山村 北裏			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8 ha	100			
交付金額	個人配分			48 %
176 万円	共同取組活動			40 %
	52 %	農地法面、水路、農道の定期的な点検等		8 %
		小学校児童の田植え、稲刈り体験学習		4 %
		景観作物の作付		%
協定参加者	農業者39人、その他1名			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】協定集落の負担軽減のため事務処理を外部委託 交付金を活用し共同取組活動として、農地法面、水路・農道等施設、鳥獣害対策用電柵などの周辺草刈や点検・簡易補修などの維持管理活動のほか、景観作物の作付け、高山小学校児童による田植えや稲刈りなど農業体験を実施している。 また、協定参加者の事務負担軽減を図るため、本制度への取り組み当初から、村で設置した「営農支援センター」に本制度に係る事務の委託を行っている。これは村内各協定に一定の額を負担してもらい従事職員を雇用し、その職員が会計事務や各種書類作成等を行っている			
主な効果	協定参加者の高齢化が進む中、本事業の取組により、農業者の耕作意欲の向上や美しい農村景観維持の意識の醸成に効果があった。(周辺林地や法面の草刈など)また、営農支援センターへの事務委託については、協定参加者より「活動に集中できる」などの好評を得ており、集落の高齢化が進む中、事務負担の軽減に一定の効果があるものと考えている。			

(事例2)

市町村・協定名	富士見町 田端			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8 ha	100			
交付金額	個人配分			50 %
160 万円	共同取組活動			15 %
	50 %	役員報酬		3 %
		導水路管理費		3 %
		農地保全管理費		29 %
		景観作物の作付等		
協定参加者	農業者20人			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】友好都市の小学生との農業体験交流 当集落では、農業従事者の高齢化と離農後の土地利用についての問題意識から平成22年度の新たな対策では、集落の具体的な将来像を描く過程として、 ・後継者・新規就農者の確保ができる環境を整える ・道路水路の管理を容易にする方策を考える ・農地を効率よく耕作するため農地の集積を進め、大規模農業を模索していく ・集落の伝統的文化活動を継承し、活力ある集落に向けた取り組みを行う ・教育機関との連携を取る中で子どもたちに農業体験をしてもらい、農村への理解や農業問題を共に考える機会を持ってもらう など様々な活動に取り組んでいる。 「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」の取り組みとして、地区子ども会との連携で景観作物の手入れを進めてきたが、町の友好都市である神奈川県川崎市の保養施設「川崎市八ヶ岳少年自然の家」と協定を結び、農業生産活動を通じて交流促進を図っている。相互に連携して地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的として、「川崎市小中学生農業体験に関すること」並びに「田端区農業の活性化策への協力」を掲げ相互連携を行っている。			
主な効果	第3期対策において延べ約400人以上の生徒が参加し、田植え・稲刈りなどの農業体験が行うなど、集落協定者との交流を通して水田の多面的機能の発揮が図られた。また、友好都市の小学校との農業体験交流を通して、児童達の農村への理解が深まり、農業問題を共に考える機会を持つことができた。 今後はこの田端地区に定期的に訪れてもらい、一緒に農業環境を考える形にしていきたいと考えている。			

(事例3)

市町村・協定名	長和町 霧山集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
28 ha	28			
交付金額	個人配分			50 %
588 万円	共同取組活動			9 %
	50 %	役員報酬		14 %
		鳥獣害防護柵の設置や農地、道・水路管理費		27 %
		農業生産活動の体制整備(ダッタンそばの加工等)		%
協定参加者	51人(うち農業者48、農業法人等3)			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】交付金を活用し「ダッタンそば」の加工販売 当集落は、当初、水路農道の維持管理を目的として本制度への取り組みを始めた。平成17年頃より、遊休農地の活用を模索し町へ相談したところ、町の推進作物であるダッタンそばの作付について提案を受け作付を開始した。 現在では、集落営農組織の設立やダッタンそばの6次産業化等の取組も始まっており、当該制度がその活動の先駆けとなった。			
主な効果	交付金の効果としては、鳥獣害防護柵の設置や水路・農道の維持等の営農の継続が図られたことが挙げられる。また、ダッタンそばの加工・販売の一環として、現在は、試作品の提供等により地域の祭りへの参加も行っており、営農の継続のみでなく、地域の活性化にも一助となっている。			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。

※ 第2期対策から取り組んだ場合にあっては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあっては第3期対策のみについて記載(以下(2)、(3)も同様)。

※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入(以下(2)(3)も同様)。

事項	効果等の詳細や効果等があったと考える理由
○ ① 耕作放棄の防止	協定を締結することで、協定参加者相互で耕作放棄を発生させないという意識を醸成するとともに、協定で必ず取り組むべき事項を定め、毎年度、確実に農業生産活動が行われたことは、耕作放棄の発生防止に効果があったものとする。
○ ② 水路・農道の維持管理	水路・農道は、農業生産活動を継続していく上で必要不可欠な資源である。県内約2,190kmの水路、1,790kmの農道において共同取組活動が実施された。また一部の集落においては、協定締結を契機として、共同作業回数の増加等も見受けられ、中山間地域における水路・農道の維持管理に効果があったものとする。
○ ③ 多面的機能の増進	本制度に位置付けられた景観作物の作付や近隣学校等との農業体験等、個々の集落の実情に合わせ、集落を舞台として多様な取組が県内各地で展開されたことは、集落内はもとより、住民相互の繋がりが生まれ、多面的機能の維持・増進に効果があったものとする。
④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
⑤ 高付加価値型農業	
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
⑦ 農業生産条件の強化	
⑧ 新規就農者の確保	
⑨ 認定農業者の育成	
⑩ 多様な担い手の確保	
⑪ 担い手への農地集積	
⑫ 担い手への農作業委託	
⑬ 共同で支え合う集約的かつ持続可能な体制整備	
⑭ 効果等はなかった	
⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○ ① 農業者の意欲の向上	集落の話し合いに基づき、5年間の協定期間及び取組事項を定めることで、協定参加者相互で耕作放棄を発生させないという意識変化が見られた。
② 農業収入の増加	
③ 後継者対策の推進	
④ 集落の人口の増加	
⑤ 女性の活動の活発化	
⑥ 高齢者の活動の活発化	
⑦ 子どもの活動の活発化	
⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
○ ⑨ 集落内の話し合いの回数の増加	協定に位置付けた各種活動を行っていくためには、集落内の話し合いが必要不可欠である。また共同作業を通じ、住民相互の繋がりが形成される等、協定締結を契機として集落内の話し合い回数が増加している。
○ ⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	共同活動は、当該制度が無かったとしても必要なものではあるが、交付金を活用することで、さらに活動の幅を広げている集落も見られた。また、高齢化等を理由とし、集落が共同で取り組まなければならない活動を協定に位置付ける等、協定締結を契機とし活動の活発化に繋がっている。
⑪ 鳥獣害対策の推進	
⑫ 他集落との連携の推進	
⑬ 都市農村交流の推進	
⑭ 変化等はなかった	
⑮ その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策(実施しているものを含)を記載してください。

事項	課題の詳細や考えられる対策
○ ① 高齢化の進行	協定参加者の7割が61歳以上であることや、また次期対策は継続困難との声が既に集落から聞かれる。高齢化の進行を踏まえた制度設計に向け改善が必要であることから、 ◆体制整備要件・加算要件は、高齢化した集落の実情を踏まえ、外部人材の受入支援に係る項目を入れるなど整理するとともに、協定書の記載項目についても極力簡素化を図ること ◆遡及返還要件のうち、農業後継者住宅に供するなど、やむをえない事情によるものは、農用地の維持が困難となった年度までは、適正に農用地の維持が図られてきたことを考慮し、当該農用地分に係る交付金を交付しないこととするなど緩和すること ◆新たに多面的機能支払制度が創設されたが、両制度内容で相違する点や重複する場合の考え方については、市町村や集落事務が煩雑となること懸念されるため、両制度の整理・整合を図ること などを提案する
② 過疎化の進行	
○ ③ 担い手の不在	農業生産条件の不利を抱える中山間地域では、担い手の確保が困難であり、集落営農組織の育成や集落ぐるみでの支援体制等の構築を支援していくような仕組みが引き続き必要である。 また中間年評価を見ると、外部人材の確保の必要性を感じている集落は多々あり、地域の活性化を担う人材の確保を目的とした取組を行う集落に対する支援を設ける必要があることから、 ◆体制整備要件・加算要件は、高齢化した集落の実情を踏まえ、外部人材の受入支援に係る項目を入れるなど整理するとともに、協定書の記載項目についても極力簡素化を図ること などを提案する

○	④ リーダーの不在	<p>61歳以上の役員が7割を占めていることから、役員世代交代に備えることは、潔緊の課題である。第2期対策で断念した集落の状況を見ると、「集落をけん引していくリーダーの不在」を理由に挙げているところが多々見られた。</p> <p>また、中間年評価を見ると、外部人材の確保の必要性を感じている集落は多々あり、地域の活性化を担う人材の確保を目的とした取組を行う集落に対する支援を設ける必要があることから、</p> <p>◆体制整備要件・加算要件は、高齢化した集落の実情を踏まえ、外部人材の受入支援に係る項目を入れるなど整理するとともに、協定書の記載項目についても極力簡素化を図ること</p> <p>◆遡及返還要件のうち、農業後継者住宅に供するなど、やむをえない事情によるものは、農用地の維持が困難となった年度までは、適正に農用地の維持が図られてきたことを考慮し、当該農用地分に係る交付金を交付しないこととするなど緩和すること</p> <p>などを提案する</p>
	⑤ 営農組織の不在	
	⑥ 農業収入の減少	
	⑦ 野生鳥獣の被害	
	⑧ 共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話し合いの回数の減少	
	⑩ 農地の生産条件の不利	
	⑪ 中山間地域の生活環境の改善	
	⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	
	⑬ 行政との連携不足	
	⑭ 課題等はない	
	⑮ その他	

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>本制度は、農業はもとより、祭りや伝統芸能等、地域を活性化する幅広い活動に活用されている。その活動を通じ、住民相互の繋がりや集落内での話し合いが活発化する等、農業の継続という点のみではなく、集落の継続という点においても大いに効果を上げているものとする。これは、集落の話し合いにより交付金の使途を決定するという集落の自主性を尊重した仕組みが、良い方向に作用しているものとする。</p>